

## 第4章 同窓会会則

### 第1章 総則

- 第1条 本会は群馬県立渋川青翠高等学校同窓会と称し、事務局を同校内におく。
- 第2条 本会は会員相互の親睦をはかり、母校の発展に寄与することをもって目的とする。
- 第3条 本会はその目的達成のため、次の事業を行なう。
- 1 会員の親睦に関する事業
  - 2 母校の発展に寄与する事業
  - 3 その他必要と認められる事業

### 第2章 会員・役員・顧問

- 第4条 本会の会員は次の二種とする。
- 1 通常会員 母校の卒業生および母校に在学したことがあるもの。
  - 2 特別会員 母校の職員、および母校の職員であったもの。
- 第5条 本会は次の役員をおく。
- 会長1名 副会長3名 書記・会計若干名 会計監査若干名 常任幹事若干名  
幹事（支部長・期別幹事代表） 期別幹事 顧問
- 第6条 役員の仕事は次の通りである。
- 1 会長は本会を代表し、一切の会務を総理する。すべての会議を召集し議長をつとめる。
  - 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。
  - 3 書記は会議の議事録の作成、その他一切の事務記録を保管し、会に関する通知の発送・受理を司る。
  - 4 会計は会費等の収入、支出一切の会計事務に当たる。
  - 5 会計監査は会計の監査に当たる。
  - 6 常任幹事は会長・副会長を補佐し、会務を執行する。
  - 7 幹事は本会の企画・運営に当たる。
  - 8 期別幹事は期別行事の運営等に当たる。
- 第7条 本会の役員選出は次の方法による。
- 1 会長は会員中より幹事会において選出し、総会の承認を得るものとする。
  - 2 副会長は幹事中より幹事会において選出し、総会の承認を得るものとする。
  - 3 書記・会計は会長が委嘱する。
  - 4 会計監査は幹事会において選出し、総会の承認を得るものとする。
  - 5 常任幹事は支部長・期別幹事代表の互選による。
  - 6 期別幹事代表は当該年度の期別幹事の互選による。
  - 7 期別幹事は年度別、クラス別に決定する。
  - 8 顧問は母校校長および本会で推薦されたものとする。
  - 9 役員の仕事は2年とする。ただし再任を妨げない。

### 第3章 会議

- 第8条 本会の会議は次のものとする。
- 1 総会は本会の最高議決機関にして、毎年定例に開催し重要事項を審議する。なお、必要ある場合は随時開催することができる。
  - 2 幹事会は支部長・期別幹事代表・本部役員をもって組織する。緊急を要する時は、総会に代わり会務運営に必要な事項を審議議決する。
  - 3 本部役員は会長・副会長・書記・会計・常任幹事・顧問で組織し、本会運営に必要な事項を審議・立案・決定する。

### 第4章 支部

- 第9条 本会の目的達成のため支部を設けることができる。支部規約は別に定める。

## 第5章 会 計

第10条 本会の運営は次の収入でまかなう。

- 1 入会金 2,000円
- 2 終身会費 卒業年度の授業料の月額×0.8とし、卒業の際納入する。
- 3 その他 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第11条 本会の慶弔規程は次に定める通りである。

- 1 母校職員の転退職員に5,000円を呈する。
- 2 特別の場合は会長の決裁を経て、慶意・弔意・謝意等を表す。

## 第6章 会 則

第12条 会則の変更が生じた時は幹事会の議を経て総会で決定する。

第13条 本会則に定めなき事項については幹事会の議決により、会長の承認をもって定める。

### <附 則>

本会則は昭和55年3月1日より施行する。

昭和58年8月22日一部改正する。

昭和60年8月17日一部改正する。

昭和61年3月19日一部改正する。

平成10年4月1日一部改正する。

平成13年2月2日一部改正する。

平成23年2月4日一部改正する。